

令和7年度 犬山市障害者基幹相談支援センター運営について

名 称	犬山市障害者基幹相談支援センター
運 営	犬山市健康福祉部障害者支援課（令和7年5月～直営）
所 在 地	犬山市大字犬山字東畠36（犬山市役所内）
職員配置	行政職員：2名（常勤、兼務）、専門的職員（一般相談）：1名（常勤）
事業の目的	犬山市における障害者相談支援事業が円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センターを設置し、障害者の地域支援体制の構築を図り、障害者等が安心して地域で暮らすことを目指します。

重点目標	<p>1 犬山市障害者基幹相談支援センター職員のスキルアップ 犬山市における相談支援事業の中核機関として相談支援のスキルアップに取組み、困難ケースに対応できる人材を育成します。 1年目：OJT、事業所訪問、研修、課題抽出 2年目：抽出された課題を基にした事例検討、検証 3年目：指導者、ファシリテーター養成研修に参加できる人材育成</p>
	<p>2 地域の相談支援体制の強化への取組 困難ケース等について各相談支援事業所からの相談を受けるとともに必要に応じて後方支援を行います。また、相談支援事業所連絡会を活用して、ケアマネジメント技術の研鑽に努め、市内相談支援事業所の底上げを図ります。 1年目：アドバイザーの助言による事例検討、地域の相談支援事業所と連携強化 2年目：相談員連絡会を通して困難事例に対する福祉サービスを含む社会資源等の利用援助 3年目：各事業所にスーパーバイズできる人材の確保</p>
	<p>3 犬山市障害者自立支援協議会の更なる活性化 令和6年度犬山市障害者自立支援協議会活動計画に基づき事務局運営を行い、障害者等の生活を支えるための地域のネットワークづくりの更なる推進を目指します。また、情報交換等を経て共有された地域課題については、解決に向けての検討を進めて行きます。 1年目：事業所訪問で情報交換、課題抽出、ネットワーク作り 2年目：事業者が自ら考えて学びたい事項を行動にだせる体制作り 3年目：協議会内で表出したニーズの解決に向けたフォローアップ（提言等）の実施</p>

1 業務内容

(1) 総合的・専門的相談支援の実施

・障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施を継続して行うとともに、通常の福祉サービスの利用では課題解決に困難を要する高度な相談支援が実践できるよう、OJT 及び OFF-JT を組み合わせて人材の育成に務めます。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

①令和7年度も継続して、相談支援事業所からの相談を受けるとともに、各相談支援事業所の訪問を行い、意見交換等を通して指導・助言を行います。

②相談支援事業所連絡会を活用して事例検討会を開催するとともに困難ケースについての情報共有及び支援方法についての意見交換会を行い、ケアマネジメント技術の研鑽に努めます。

③地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に努めます。高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、高齢者あんしん相談センターとの連携に努めます。

④人材育成の一環として愛知県相談支援従事者研修（初任・現任）のインターバル期間における実習受入に協力し市内受講生への助言を行います。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

①愛知県尾張北部医療圏精神障害者地域移行支援コア機関チーム会議に参加して、連携・協働のもと地域移行・地域定着の支援について取組を継続します。

②犬山市自立支援協議会権利擁護部会における活動を通して、地域移行・地域定着の促進についての取組を行います。

(4) 権利擁護・虐待防止の取組

①障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、犬山市障害者虐待防止センター（障害者支援課内に設置）と連携を図り、適切な対応を行います。

②障害者に判断能力の低下がみられる場合は、障害者本人、家族・親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行うとともに犬山市成年後見センターと連携し支援を行います。

③権利擁護部会の活動を通して市民が障害理解を深められるよう啓蒙・周知活動を継続するとともに、障害児・者の権利擁護について事業所等の専門職に研修会を行います。

(5) 障害者自立支援協議会の運営

①令和7年度犬山市障害者自立支援協議会活動計画に基づき、障害者等の生活を支えるための地域のネットワークづくりの更なる推進を目指して事務局業務を行います。

②単なる情報共有の場で終ることがないように、共有した事項について課題と思われ

る事項については検討・分析を行い、地域課題として抽出するとともに課題解決に向けて検討を行います。

③障害者自立支援協議会は教育機能の役割も担っているために、事業所の意見も聴取しながら必要な研修については企画をします。

2. 関係機関との連携（会議等）

- ・尾張北部障害者保健福祉圏域会議（年2回）
- ・尾張北部医療圏域精神障害者地域移行支援コア機関チーム会議（年1回～2回）
- ・精神保健福祉関係機関連絡会議（年1回～2回）
- ・江南保健所小児慢性特定疾病児童等関係機関連携会議（年1回）
- ・犬山市障害者の生涯教育連携協議会（年2回）
- ・愛知県相談支援従事者研修への協力（講師派遣：年3回 実習受入：年4回）
- ・犬山市心身障害者（児）父母の会交流会（年3回）

3. 職員の資質向上（外部研修）

- ・愛知県相談支援従事者初任者研修（年1回）
- ・愛知県相談支援従事者現任研修（年1回）
- ・愛知県専門コース別研修（年間）
- ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修（年1回）
- ・権利擁護（虐待防止・差別解消・意思決定支援等）に関する研修会への参加（年間）
- ・ケアマネジメント技術の向上に関する研修会への参加（年間）
- ・その他相談面接技術の向上はじめレベルアップに関する研修会への参加（年間）